

令和4年坂祝町議会
第4回定例会 議案

令和4年12月6日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- | | |
|--------|---|
| 議案第43号 | 坂祝町個人情報保護法施行条例の制定について |
| 議案第44号 | 坂祝町個人情報保護審査会条例の制定について |
| 議案第45号 | 坂祝町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第46号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第47号 | 坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第48号 | 坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第49号 | 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第50号 | 坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第51号 | 坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第52号 | 令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）について |
| 議案第53号 | 令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 議案第54号 | 令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 議案第55号 | 令和4年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 議案第56号 | 令和4年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 議案第57号 | 令和4年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 議案第58号 | 坂祝町と美濃加茂市の定住自立圏形成協定を変更することについて |
| 議案第59号 | 町道の路線の認定について |

議案第43号

坂祝町個人情報保護法施行条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町個人情報保護法施行条例を制定するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提 案 理 由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」第51条により、「個人情報の保護に関する法律」が改正されたため制定するものです。

坂祝町個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（個人情報取扱事務の届出）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において同項の規定による届出をすることができる。

4 町長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。

（手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（フィルムを除く。）の交付を行う場合は、その写しの作成等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(坂祝町個人情報保護条例の廃止)

第2条 坂祝町個人情報保護条例(平成14年条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の坂祝町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項及び第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務は、第3条第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第4項の規定により一般の閲覧に供されている個人情報取扱事務の届出は、第3条第4項の規定により一般の閲覧に供された個人情報取扱事務の届出とみなす。

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第12条第1項若しくは第2項(旧条例第22条第2項及び第24条の3第3項において準用する場合を含む。)、第22条第1項若しくは第24条の3第1項若しくは第2項の規定による請求又は旧条例第26条第1項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに是正の申出については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例の規定により旧条例第27条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する坂祝町個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第27条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第44号

坂祝町個人情報保護審査会条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町個人情報保護審査会条例を制定するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提 案 理 由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」第51条により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、坂祝町個人情報保護条例（平成14年条例第1号）が廃止となり、個人情報保護審査会の設置に関する規定が必要となったため制定するものです。

坂祝町個人情報保護審査会条例（案）

（設置）

第1条 個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、坂祝町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度のあり方について実施機関（坂祝町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第〇号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に建議することができる。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審査会の調査権限）

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった処分に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審

査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求め、必要な調査をすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、坂祝町個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の坂祝町個人情報保護条例(平成14年条例第1号)第27条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する坂祝町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 町長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

議案第45号

坂祝町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため改正するものです。

坂祝町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条～第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条～第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えな</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を</u></p>

い範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。

定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)第10条第

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、町長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

1 項に規定する職

(2) 坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年条例第9号)第4条に規定する職(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を

する際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする
こと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充するこ

とができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事

情がある管理監督職として任命権者が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認める

ときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。

ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>

附 則

1・2 (略)

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規

定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の坂祝町職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の坂祝町職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、

組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」

という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第46号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提 案 理 由

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備等を行うため所要の改正を行うものです。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(案)

(坂祝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 坂祝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年<u>10</u>月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第6条 町長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年<u>10</u>月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p>	<p>(報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年<u>6</u>月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第6条 町長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年<u>9</u>月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p>

(坂祝町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 坂祝町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1年以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第17号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の5分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減じるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1年以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第17号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の5分の1以下に相当する額を給与から<u>減ずる</u>ものとする。</p>

(坂祝町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 坂祝町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>坂祝町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>再任用職員を除く。</u>)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

(坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休暇時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休暇時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>

る。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、町の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、町の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、町の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、町の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超え

<p>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で町の規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>ない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で町の規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 坂祝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>定年等条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができな</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができな</p>

<p>い職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>定年等条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>)を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>い職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>)を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(坂祝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料月額)</p> <p>第5条の2 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)</p>	<p>(再任用職員)の給料月額)</p> <p>第5条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(育児短時間勤務の承認を受けた場合(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった場合を含む。))にあつては、当該額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料</p>

を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で町の規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超える

金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で町の規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町の規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期

ときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町の規則で定める職員にあつては、その額から、その額に町の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等を利用した通勤距離、自動車等の使用距離等を考慮して町の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定

間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町の規則で定める職員にあつては、その額から、その額に町の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等を利用した通勤距離、自動車等の使用距離等を考慮して町の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定

める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった職員で町の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が町の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当
支給単位期間につき、町の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以

める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が町の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当
支給単位期間につき、町の規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を

上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国、県若しくは町の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町の規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が町の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して町の規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町の規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 (略)

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤

利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国、県若しくは町の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町の規則で定めるものに使用される者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が町の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して町の規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町の規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 (略)

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤

務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

- 2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町の規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

- 2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町の規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町の規則で定めるものを除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する町の規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。ただし、当該時間が第1項に規定

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町の規則で定めるものを除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する町の規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。ただし、当該時間が第1項に規定する

する育児短時間勤務職員等が同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

育児短時間勤務職員等が同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(町の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管理職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(町の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管理職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条の2 (略)

2 第5条第3項及び第4項、第6条並びに第10条の2から第12条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～7 (略)

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 坂祝町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

3・4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条の2 (略)

2 第10条の2から第12条までの規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～7 (略)

(3) 坂祝町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

10 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の

級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 4 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1 5 育児短時間勤務職員等に対する附則第8項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1(第3条関係)
行政職給料表
【別記1 参照】

別表第1(第3条関係)
行政職給料表
【別記1 参照】

【別記1】

改正後

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
(略)								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		<u>基準給料</u> 月額						
		円 187, 700	円 215, 200	円 255, 200	円 274, 600	円 289, 700	円 315, 100	円 356, 800

改正前

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円

(略)								
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

(坂祝町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 坂祝町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)以外の職員 給料、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び退職手当を除いたもの</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>再任用職員</u>」という。)以外の職員 給料、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び退職手当を除いたもの</p>

(坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する</p>

<p>者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第18条 第4条の2、第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第18条 第4条の2、第5条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、同法第28条の5第1項又は、同法第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
---	---

(坂祝町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第9条 坂祝町職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この条例は、公布の日からこれを施行する。</p> <p>(<u>降給に関する経過措置</u>)</p> <p>2 <u>坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)附則第8項の規</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び<u>休職</u>の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日からこれを施行する。</p>

定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(坂祝町職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 坂祝町職員の再任用に関する条例(平成12年条例第23号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(坂祝町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措

置)

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の坂祝町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(坂祝町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される坂祝町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される坂祝町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の坂祝町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第13条第2項及び第16条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20

条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤
勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の
規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは
「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年
法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、
第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用
された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年
前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任
用職員」とする。

7 坂祝町職員の給与に関する条例第5条第3項及び第4項、第6条並びに第10条
の2から第12条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第8項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第
5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(坂祝町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改
正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定
による改正後の坂祝町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定め
る条例の規定を適用する。

(坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の2及び第5条
の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第 4 7 号

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 4 年 1 2 月 6 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

人事院勧告による国家公務員給与改定を準拠する一般職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が 0. 1 0 月分引き上げることに合わせて議員の期末手当支給月数を引き上げるものです。

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」とする。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第48号

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提案理由

人事院勧告による国家公務員給与改定を準拠する一般職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が0.10月分増加することに合わせて常勤の特別職の職員の期末手当支給月数を引き上げるものです。

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(案)

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」とする。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第49号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提 案 理 由

令和4年8月8日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されることに伴い、その規定を準拠してきた本町の職員に関する給与等の関係規定を改正するものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	

26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600

58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		

90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			

	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45</u>(特定管理職員にあっては、</p>

<p>じて得た額の総額</p>	<p><u>100分の55</u>）、12月に支給する <u>場合には100分の50(特定管理 職員にあつては、100分の60)</u>を 乗じて得た額の総額</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の坂祝町職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の坂祝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第50号

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提 案 理 由

令和4年8月8日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されることに伴い、会計年度任用職員に関する給与の関係規定を改正するものです。

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900

26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000

64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100

102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 1 号

坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 4 年 1 2 月 6 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に基づく一般廃棄物処分業の許可申請における手数料を定めることに伴い、所要の改正を行うものです。

坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和61年条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(処理計画)</p> <p>第2条 町長は、<u>廃掃法第6条</u>の規定による一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定め、毎年度初めに告示するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) <u>廃掃法第7条第1項</u>の規定による<u>一般廃棄物収集運搬業</u>の許可 2,000円</p> <p>(2) <u>廃掃法第7条第6項</u>の規定による<u>一般廃棄物処分業</u>の許可 2,000円</p> <p>(3) <u>廃掃法第7条の2第1項</u>の規定による<u>一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業</u>(以下「<u>一般廃棄物処理業</u>」という。)の<u>事業範囲</u>の変更の許可 500円</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 <u>一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業</u>の許可を受けた者で許可の更新を受けようとするものは、<u>更新の申請の際、前項に定める手数料を納めなければならない。</u></p>	<p>(処理計画)</p> <p>第2条 町長は、<u>廃掃法第6条第1項</u>の規定による一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定め、毎年度初めに告示するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) <u>廃掃法第7条第1項</u>の規定による<u>一般廃棄物処理業</u>の許可 2,000円</p> <p>(2) <u>廃掃法第7条第8項</u>の規定による<u>一般廃棄物処理業の事業</u>の変更の許可 500円</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）を提出するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第53号

令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第54号

令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第55号

令和4年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第56号

令和4年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第57号

令和4年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度坂祝町水道事業会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第58号

坂祝町と美濃加茂市の定住自立圏形成協定を変更することについて

坂祝町と美濃加茂市の間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり一部を変更するため、坂祝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年坂祝町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

坂祝町長 柴山佳也

定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書（案）

令和5年4月1日

美濃加茂市・坂祝町

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と坂祝町(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり一部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適でより幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

(a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

(b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。

c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組みの内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組みを支援する。

c 乙の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組みを支援する。

・福祉サービスの向上に対する環境の整備

a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、地域が必要とする派遣事業を実施する。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取組みの内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもの適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもの適切な教育を受けられる環境を整備する。

・図書館相互利用の促進

a 取組みの内容

図書館の広域利用を促進するため、図書館の相互の連携を強化する。

b 甲の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

c 乙の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

・生涯学習機会の充実

a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講座等の充実を図り、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取組みの内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加など、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成など、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林

資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有および調整を図る。

c 乙の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取り組む。

・木曾川や旧中山道を活用した観光の推進

a 取組みの内容

木曾川及び旧中山道を軸に圏域の連携を図り、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。特に、全国有数の清流である木曾川流域において「かわまちづくり」を進め、川を利用した地域の活性化事業を推進する。

b 甲の役割

(a)旧中山道を中心として、観光産業にかかわる民間企業や関係団体との連携により、訪れる人々が回遊しやすい観光環境を整備する。

(b)木曾川河畔の親水空間を、国や県と連携して、圏域全体の憩いの場としての環境を整備する。

c 乙の役割

地域の木曾川及び旧中山道を活用した観光資源の開発を進めるとともに、それらを活用して広域観光推進に関する取組み及び支援を行う。

【環境】

・総合的な環境・エネルギー対策の推進

a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

(a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

・男女共同参画推進

a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

【消費生活】

・消費生活センター運営

a 取組みの内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取り組む。

c 乙の役割

地域の消費者への情報提供や啓発活動に取り組む。

(イ)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

【デジタル・ディバイドの解消に向けた ICT インフラ整備】

・広報連携による情報提供

a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情

報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティFM等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティFM等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

・多文化共生の推進

a 取組みの内容

地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。

b 甲の役割

日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。

c 乙の役割

日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。

(ウ) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

【圏域内市町村の職員等の交流】

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 美濃加茂市太田町 3431 番地1
美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡坂祝町取組 46 番地 18
坂祝町

坂祝町長

議案第59号

町道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和4年12月6日 提出

坂祝町長 柴山佳也

整理番号	路線名	起点・終点	重要な経過地
1142	酒倉142号線	加茂郡坂祝町酒倉字山本1660番6 地先から	
		加茂郡坂祝町酒倉字山本1660番13 地先まで	